

監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 25 年(2013 年)12 月 5 日

彦根市監査委員 内 堀 喜代治

彦根市監査委員 渡 辺 史 郎

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 25 年 11 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
11 月 8 日	西保育園 城北小学校 城北幼稚園
11 月 14 日	南中学校 城陽幼稚園
11 月 21 日	城陽小学校 市民課 財政課

書類監査

監 査 期 日	監 査 対 象
11 月 6 日	旭森小学校 東中学校 佐和山小学校 佐和山幼稚園
11 月 12 日	東地区公民館 西地区公民館 彦根城博物館 彦根幼稚園

11月27日

河瀬出張所 河瀬地区公民館 河瀬小学校 彦根中学校

2 監査の方法

各所属とも、平成25年度（平成25年9月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

市民課においては、つり銭準備金の一部が目的以外の用途に使用され、また、監査当日においても未精算であり、数か月にわたってつり銭が不足したままの状態であった。すみやかに精算するとともに、現金が必要となった場合は資金前渡金等の方法により処理されたい。

財政課における資金前渡金の処理については、昨年度の定期監査において指摘したところであるが、今年度においても財務規則に定める精算時期を大きく逸脱していた。財政課は財務規則の遵守をはじめとして、財務会計事務の執行については他課を指導する立場である。それにもかかわらず、2年続けて同じ指摘をしなければならないのは極めて遺憾である。どうすればこのような誤りが防げるのか十分に検討し、適正に処理をされたい。

各幼稚園、各保育園においては、会計員の発令を受けていない職員が現金による収納事務を担当しているので、適切に処理をされたい。

学校給食実施校において学校給食費が未納となった場合は、彦根市学校給食費の徴収方法等に関する事務処理要領に基づき、市長との連名による未納通知により納付を促し、納付が履行されるようにされたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。